

## 令和8年度に発行される 霧島市プレミアム商品券の取扱店申込にかかる確認事項

### (1)商品券の利用対象とならないもの

1. 現金との換金、金融機関の預け入れ
2. 出資や債務、公共料金等の支払(税金、公共料金、振込手数料等)
3. 他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
4. 電子マネーへの入金
5. 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払
6. たばこの購入
7. 事実上の取引(商品の仕入れ等)
8. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
9. 特殊の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

### (2)商品券加盟店申込資格について

霧島市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、霧島市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。但し、次の事業者を除く。

1. 風営法第 2 条第 5 項に規定する営業を行っている事業者
2. 特殊の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
3. 上記「(1)商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみ取り扱う事業者

### (3)商品券換金等について

1. 換金場所 霧島市商工会本所及び各支所、霧島商工会議所  
※取扱店登録を行った場所になります。
2. 換金申込日 毎週月曜日(予定)
3. 商品券回収 毎週水曜日(予定)
4. 支払い方法 毎月 2 回指定の金融機関へ振込いたします。  
別紙申込書の送金先口座を必ずご記入ください。(振込手数料:負担なし)  
・毎月 15 日迄の換金受付分は当月 25 日  
・16 日から月末の換金受付分は翌月 10 日
5. その他 換金にかかる手数料はかかりません。  
取扱店であることの表示となるステッカーも無料で配付します。

### (4)その他

- ・商品券の券面額(1 枚 1,000 円予定)未満の利用であっても、つり銭は出せません。
- ・本申込により取得する口座情報は、申込先の霧島市商工会または霧島商工会議所が換金(振込)手続きにのみ使用します。また、その他申込用紙への記載事項についても今回の商品券事業にのみ使用します。